

由布市告示第97号

平成25年第3回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成25年8月28日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成25年9月4日
 - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
二ノ宮健治君	小林華弥子君
高橋 義孝君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	佐藤 友信君
溝口 泰章君	西郡 均君
渕野けさ子君	太田 正美君
佐藤 正君	佐藤 人已君
田中真理子君	利光 直人君
工藤 安雄君	生野 征平君

○応招しなかった議員

なし

平成25年 第3回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成25年9月4日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成25年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第14号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第9 報告第15号 平成24年度決算における健全化判断比率について
- 日程第10 報告第16号 平成24年度決算における資金不足比率について
- 日程第11 報告第17号 平成23年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第12 報告第18号 平成23年度由布市水道事業会計継続費精算報告書について
- 日程第13 報告第19号 平成25年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(平成24年度対象)報告について
- 日程第14 報告第20号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第15 報告第21号 行政監査の結果に関する報告について
- 日程第16 認定第1号 平成24年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第2号 平成24年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第18 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 議案第51号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第20 議案第52号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第53号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第22 議案第54号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第55号 由布市景観条例の一部改正について
- 日程第24 議案第56号 由布市火災予防条例の一部改正について

- 日程第25 議案第57号 平成25年度由布市一般会計補正予算（第2号）
日程第26 議案第58号 平成25年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第27 議案第59号 平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第28 議案第60号 平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第29 議案第61号 平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第30 議案第62号 平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 請願・陳情について
日程第5 報告第11号 専決処分の報告について
日程第6 報告第12号 専決処分の報告について
日程第7 報告第13号 専決処分の報告について
日程第8 報告第14号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
日程第9 報告第15号 平成24年度決算における健全化判断比率について
日程第10 報告第16号 平成24年度決算における資金不足比率について
日程第11 報告第17号 平成23年度由布市一般会計継続費精算報告書について
日程第12 報告第18号 平成23年度由布市水道事業会計継続費精算報告書について
日程第13 報告第19号 平成25年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成24年度対象）報告について
日程第14 報告第20号 例月出納検査の結果に関する報告について
日程第15 報告第21号 行政監査の結果に関する報告について
日程第16 認定第1号 平成24年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
日程第17 認定第2号 平成24年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
日程第18 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第19 議案第51号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第20 議案第52号 由布市税条例の一部改正について
日程第21 議案第53号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第22 議案第54号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

- 日程第23 議案第55号 由布市景観条例の一部改正について
 日程第24 議案第56号 由布市火災予防条例の一部改正について
 日程第25 議案第57号 平成25年度由布市一般会計補正予算（第2号）
 日程第26 議案第58号 平成25年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第27 議案第59号 平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第28 議案第60号 平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 日程第29 議案第61号 平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第30 議案第62号 平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（20名）

1番 鷺野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 渕野けさ子君	14番 太田 正美君
15番 佐藤 正君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
20番 工藤 安雄君	21番 生野 征平君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君	書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	島津 義信君
教育長 ……………	清永 直孝君	総務部長 ……………	相馬 尊重君

総務課長	……………	麻生 正義君	財政課長	……………	梅尾 英俊君
総合政策課長	……………	溝口 隆信君			
監査・選管事務局長	……………				衛藤 公治君
会計管理者	……………	工藤 敏君	産業建設部長	……………	工藤 敏文君
健康福祉事務所長	……………	衛藤 哲雄君	環境商工観光部長	……………	平井 俊文君
挾間振興局長	……………	柚野 武裕君	庄内振興局長	……………	麻生 宗俊君
湯布院振興局長	……………	足利 良温君	教育次長	……………	日野 正彦君
消防長	……………	大久保一彦君	代表監査委員	……………	土屋 誠司君
教育委員長	……………	衛藤 弘海君			

午前10時00分開会

○議長（生野 征平君） 皆さん、おはようございます。これより平成25年第3回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は20名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長、教育委員長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（生野 征平君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番、太田正美君、15番、佐藤正君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（生野 征平君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの16日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 会期を見ていますと、新聞報道によりますと、各地方議会どこも決算議会であります。おおむね決算審査だけでも1週間はとっているみたいにあります。こんなに、会期16日というのは極端に短すぎて、私も事前にいろいろ調べたんですけども、通常の議案しかやっぱり調べこなしません。決算書、膨大な資料をきちんと読み込むためにも9月

26日までの1週間、合計23日間程度が必要かと思われまして、ぜひ御検討をお願いしたいと思っております。

○議長（生野 征平君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの16日間とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの16日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（生野 征平君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、お手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。平成25年第3回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに大変御多忙の中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

また、本定例会において提案いたすことしております報告11件、認定2件、諮問1件、議案12件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

さて、お手元に行政報告をお配りしてございますが、御一読いただきますようお願いする次第であります。しかし、少し時間をいただきまして、いくつかの項目について詳細な御報告を申し上げます。

6月27日には、全国基地協議会・防衛施設周辺整備全国協議会総会のため上京いたしました。基地関係予算の確保に関する要望及び基地交付金等の確保に関する要望について協議、決定をいたしましたところであります。

7月1日には、由布市商工会事務所の開所式、また10日には、由布市商工会館の起工式が行われまして、出席をいたしました。由布市商工会の発足によりまして、商工会員の皆さんへの経営改善等の取り組みや地域の活性化に向けた力強い取り組みを期待するものであります。

8月8日には、湯布院中学校の落成式があり出席をいたしました。湯布院中学校につきましては、耐震強度は極めて低いことから、新たに校舎の建設を行ったものであります。完成にいたりますまで、議員皆様を初めPTAや地元の方々の多大なる御理解、御協力をいただきましたこと

を改めて感謝を申し上げます。

8月20日には、新幹線活用久大本線活性化協議会が開催されました。議案審議の後、関係市町村とともに久大本線沿線の魅力を活用した観光商品開発に対する支援などをJR九州へ要望をいたしたところであります。

8月30日には、杵築市で大分県市長会秋季定例会が開催されました。公債費負担対策の拡充についてなど九州市長会に提出する議案と、成人に対する風しんの感染拡大に伴う予防対策などについて、大分県に対して要望議案の審議を行ったところであります。また、地方交付税の拡充強化を求める決議が採択されたところであります。

9月1日には、第23回を迎えるSPA健康マラソン大会が由布院盆地内を回るコースで開催されました。あいにくの天気となりましたが、史上最高の1,800人を超える方々の参加をいただき、参加者の皆様にはゆふいんの大自然を満喫していただきました。

6月20日から市内13カ所の会場と各種団体2団体において組織再編計画に係る市民説明会を開催いたしました。出席していただいた方から貴重な御意見をいただきました。説明会でいただいた御意見につきましては、今後総合的に検討いたしまして、反映できるものにつきましては反映させてまいりたいと考えております。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載してありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（生野 征平君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成25年第2回定例会において採択されました請願・陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（島津 義信君） おはようございます。副市長でございます。第2回定例会で採択をされました請願について処理経過を御報告をいたします。

請願受理番号1、防火水槽の設置についてでございますが、向原自治区の火災発生時の対応として、請願のありました防火水槽の設置につきましては、防火水槽の設置場所、設置方法とも請願内容に沿って現在検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 請願・陳情の処理の経過及び結果報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いいたします。

大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、湊野けさ子さん。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（湊野けさ子君） 皆さん、おはようございます。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、湊野けさ子です。ただいまから、平成25年第2回大分県

後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

会議結果ですが、会議名は、平成25年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会、開会は、平成25年8月5日月曜日、会期は1日間です。場所は、大分県医師会館6階の研修室Ⅱのほうです。出欠は25名、欠席が1名でございます。

議事日程は、議事日程第1から第8までございますが、まず、議事日程の第1であります、議長の選挙について、これは大分市議選が改選がありました。佐伯もありました。各市町村も議員の交代がございましたので、議長の選挙を行いました。指名選挙です。議長には、大分市議会議員の秦野恭義氏に決まりました。

そして、議会運営委員会委員の選任についてございますが、由布市は今回から議会運営委員となりました。

次に、日程5の議案第7号大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関して議会の同意を求めることについて、これは裏面をごらんください。議案第7号、大分市議会議員の徳丸修氏を選任するために同意をいたしました。

あと、議案8号、9号、10号等は、専決処分あるいは補正予算でございますので、主に今回は議案第11号平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定についてを主に説明させていただきたいと思っております。

3ページをごらんください。平成24年度の決算は、一般会計、特別会計をあわせた形式収支54億767万2,000円、実質収支も同額となっております。高齢化社会への進展に伴い県内の被保険者数は、平成25年3月の時点で17万6,014人となり、この1年間で3,027人が増加しております。

また、医療給付費は、平成23年度の1,604億円から平成24年度は1.9%伸びて1,635億円となり、1人当たりの医療給付費も平成23年度の93万2,310円から平成24年度は93万4,205円と0.2%の伸びとなりました。今後も被保険者数の増加が見込まれる中で、医療費の増加を最小限に抑制するために医療費の適正化等に関する取り組みを一層推進するなどの保険者機能の強化に努めるように決算報告であります。

国にあつては、後期高齢者医療制度を平成25年度で廃止としていましたが、社会保障制度改革推進法に基づき設置された社会保障制度改革国民会議において今後のあり方を検討中であります。このような状況のもとではありますが、広域連合としては被保険者が安心して医療を受けられる体制の確保を第一義として、県、県内18市町村及び関係機関等と緊密な連携を図り、安定した制度運営に努められたいという意見も付されております。

主な施策の成果についてでございますが、歳入面では、保険料収納率の向上を図るため、構成市町村と協議して策定している保険料収納対策実施計画の見直しを行い、目標収納率をさらに引

き上げました。保険料収納率は、保険料改定後にもかかわらず、各市町村の努力により前年度を上回ることができました。

また、歳出面におきましては、重複する受診者に対する訪問指導事業の強化や医療費通知の内容拡充を行うとともに、ジェネリック医薬品の差額通知回数をふやし、延べ3万人に送付するなど増加する医療費を抑制するための医療費適正化事業を推進してまいりました。

さらに、円滑な事業運営のため、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの機器更改とソフトウェアの更新を行いました。

そして、最後に、議案第12号です。大分県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償費等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、船員保険法及び障害者自立支援法の一部改正が行われましたので、その規定に基づいて整備をするものでございます。

以上6議案が上程され、賛成多数で可決されましたので御報告させていただきます。

他のことは省きましたが、お目通しお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（生野 征平君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告が終わりました。

次に、閉会中の各委員会の調査研修結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） おはようございます。総務常任委員長の太田です。

本常任委員会は所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記、調査事件、1、「インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー、ネットワーク通信による情報知識の共有が念頭に置かれたまちづくり」について、2、「景観を生かしたまちづくり」について。調査研修の期間、平成25年7月31日から8月2日、3日間。調査研修地、北海道岩見沢市、美瑛町。調査研修者、出席者は、委員長太田、副委員長廣末英徳、委員瀧野けさ子、長谷川建策、オブザーバー佐藤人已、随員職員であります。調査研修結果、別紙に記載しております。

概要等は、記載のとおりであります。省かせていただきます。

5ページをお開きください。この情報を広く共有するという意味のことから、光ファイバーをいち早く自費で施設をしたということで、それによる経済効果等がありまして、これまでに企業進出で34社の企業進出、雇用で600人近い雇用がこのことによって図られたということを知りました。

この取り組みが始まったきっかけは、5ページになりますが、自治省出身の市長が着任して以来、これからの情報化時代であると考えスタートしたということでもあります。

他市に先がけて予算の獲得、職員を中央省庁、特に郵政省に派遣し、帰ってきた職員を配置し、20年間その職員がそのまま現在も室長として活躍をしているということであり、市長の強力なリーダーシップが発揮されているように感じられました。

例えば、スマホは現在、高齢者が余り使えないが、この先10年後には70代の高齢者もスマホが使えるようになるのではないかと、そういう状況を早く予測しながらインフラ整備に取り組んだということであろうかと思えます。

由布市と単純比較は難しいんですが、行政の一つの形態が感じることができました。

次に、美瑛町の「景観を生かしたまちづくり」についてです。

概略は省略します。

6ページをお開きください。平成元年にリゾート法の制定に基づく「富良野大雪リゾート地域整備構想」の指定を受けたため、観光客や移住者が増加し始めたため、景観保全の機運が高まり、「景観保全条例」を制定したが、民有地の地権者から理解を得られず、指定地区は私有地にとどまっていた。

美瑛町全域の景観保全に向けた条例改正を行うため、平成12年度より景観審議会において検討が始まり、バブル崩壊後は自然保護や景観保全へと方向性が変わったことも後押しし、景観は地域のかげがえのない財産であり、次世代へ伝える責任があるということが確認され、全部改正を行い、「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」が、平成15年3月4日に制定されました。

失ったら二度と取り戻せない日本の農山村の景観や環境・文化を守り、将来にわたって美しい地域を守り続けることで、観光的付加価値を高め、地域資源の保護と地域経済の発展に寄与することを目的に、平成17年10月に「日本で最も美しい村」連合を設立、NPO法人として活動をしております。平成22年9月にはフランス、イタリア、ベルギー、カナダが加盟する「世界で最も美しい村」連合への世界で6番目の加盟が認められ、世界との連携を深めているところであります。平成27年6月には、美瑛町において「世界で最も美しい村連合会」の国際会議が予定されています。

特に由布市と対比しますと、今、特に由布市では湯布院町で町づくり条例、それぞれのまちにそういう条例がありますが、今の時代に果たしてふさわしい条例であるのかというようなことも、特に感じているところであります。

特に湯布院町塚原では、今大規模なメガソーラー、小規模なメガソーラーといっぱいそういう懸案が、環境、景観を守っていくにふさわしいかというような議論も今からだと思いますので、議員の皆様のお高察をよろしくお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（生野 征平君） 次に、産業建設常任委員長、佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長の佐藤です。本常任委員会は所管事項のうち、次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

調査事件、地域再生事業について。調査研修の期間、7月17日、18日、2日間です。調査研修地、熊本県荒尾市。調査研修視察者は、委員全員と随行は伊藤事務局員です。

それでは、まとめのほうをごらんいただきたいと思います。荒尾市は、石炭産業の衰退や公営競馬場の閉場を背景に、定住化の促進や企業誘致を課題としたが、外部に依存した地域振興策には限界があるため、自立的な地域づくりと内発型産業の創出を目標にし、地域再生事業に取り組んだ。その一環で「青研」はつくられ、商店街の空き店舗を活用して地域特産ワインの開発や農産物直売を行っている。組合員は利益を追求するのではなく、地域住民のふれあいの場、憩いの場として考え、長く地道に経営を続けていくことを最大の目標としている。国の支援措置として地域再生マネージャーを導入したことや、地域住民をサポートとした1口1万円の寄附の募集、また設立当初は従業員が無償労働していたなど多くの人々の協力により、青研は今日まで続いている。市は商店街のイベントに補助金を交付したり、開発商品の宣伝に協力している。

由布市においても、荒尾市で研修したことを参考にし、商店街の活性化、かつそれによる地域コミュニティの充実を図ることにより地域の活力回復に貢献できると感じた。

私たち議員も、由布市の商・農産業に改めて目を向け、住民との意見交換を十分に重ねていくなどし、よりよいまちを目指して取り組みを進めていく必要があると考える。

以上で報告といたします。詳細は配付の資料を御一読ください。

○議長（生野 征平君） 次に、日出生台演習場対策特別委員長、長谷川建策君。

○日出生台演習場対策特別委員長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。日出生台演習場対策特別委員長の長谷川でございます。

本特別委員会は所管事項のうち、次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

調査研修事項は、基地を抱えるまちとしての問題点と基地対策について。調査研修期間は、平成25年7月8日月曜日から9日火曜日の2日間。調査研修地は、宮崎県新富町です。調査研修者は記載のとおりです。

調査研修結果。視察研修の詳細については、報告書を御一読願いたいと思いますが、視察研修を行い、特に感じたことを簡潔に御報告いたします。

今回、視察研修地とした新富町は、1つの航空自衛隊基地を1つの町で抱え、町の中央台地に建設されたジェット戦闘機等の基地には、東西方向に伸びる滑走路が敷設されていました。

この滑走路では、常日ごろから航空自衛隊による領空侵犯措置やF-15パイロット養成のた

めの飛行教育訓練等が行われ、滑走路の離着陸侵入表面下に広がる住宅密集地や商店街では、ジェット機の騒音障害等が問題となっていました。また、それに加え、平成19年在日米軍再編に伴う訓練移転を受け入れてきており、現在まで6回にわたり訓練が行われてきました。

こうした状況下で、住民生活の環境整備がどのように行われているか、また生活環境整備等を行っていくための国等への要望、要請活動や働きかけについて調査を行うため研修地としました。

新富町は、基地開設以来、長きにわたって基地の町として戦闘機の騒音に耐えながらも、国の防衛に対する町民の理解の上に、新田原基地の安定的運用と基地との共存共栄を目指して諸施策に取り組んでいるとの説明を受けました。

それに対して、国は周辺住民の生活環境の整備、民生安定などの施策を講じてきたようですが、環境の保全を求める住民の要望はいまだ満たされていない状況にあるとも説明を受けました。

新富町が受け入れている基地対策関連の国庫支出金の推移は、調整交付金や基地交付金については年を追うごとに若干の減少傾向にありますが、平成19年度は米軍の訓練移転を受け入れ再編交付金が発生しており、基地対策関連の国庫支出金の総額は最大の約36億9,000万円、人口1万7,700人で、この36億円ちゅうのは、皆さん委員の方、たまがっております。由布市も半分でもいただいたら財政課長が本当に安心すると思っ私も感じております。

委員からは、基地対策関連国庫支出金の活用方法や事業を行うための町単独の負担に対する考え方、移転訓練に対する住民の反応など多くの質問が出されました。

その中でも基地関連国庫支出金については、将来的な計画を持った活用が行われており、町単独の負担については、町としての負担も大きい町民生活の環境整備を優先して考え活用しているなどの説明を受けました。

今回の視察研修と意見交換を通して、市長と議会、特別委員会及び執行部の国等へ対する強い活発な要請、要望等には驚かされました。

由布市の地域の実情や特有の問題点を再確認しながら、米軍訓練の将来にわたる縮小、廃止なども含め、執行部防衛施設対策室及び四者協と協力をしながら、国へ強く要望を行い、市民の生活環境向上への取り組みを進めていく必要があると感じられました。

以上、調査研修報告を終わります。

○議長（生野 征平君） 以上で、閉会中の委員会の調査研修報告を終わります。

日程第4. 請願・陳情について

○議長（生野 征平君） 次に、日程第4、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（秋吉 孝治君） 今回は、請願が2件となっております。お手元に配付しております

請願文書表によりまして朗読いたします。なお、請願者の氏名、紹介議員の敬称につきましては略させていただきます。

受理番号4、受理年月日、平成25年6月28日、件名、庄内町東長宝、長宝団地、なごみの里、両地区内道路の市道編入に係る請願、請願者住所、由布市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名、長宝団地自治委員、森山良一外1名、紹介議員、佐藤人已。

続きまして、受理番号5、受理年月日、平成25年8月26日、件名、捕獲動物の解体場所について、請願者氏名、由布市猟友会挾間支部長、佐藤一富外2名、紹介議員、長谷川建策、甲斐裕一、新井一徳。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） ただいまの請願2件については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

日程第5. 報告第11号

日程第6. 報告第12号

日程第7. 報告第13号

日程第8. 報告第14号

日程第9. 報告第15号

日程第10. 報告第16号

日程第11. 報告第17号

日程第12. 報告第18号

日程第13. 報告第19号

日程第14. 報告第20号

日程第15. 報告第21号

日程第16. 認定第1号

日程第17. 認定第2号

日程第18. 諮問第6号

日程第19. 議案第51号

日程第20. 議案第52号

日程第21. 議案第53号

日程第22. 議案第54号

日程第23. 議案第55号

日程第24. 議案第56号

日程第25. 議案第57号

日程第26. 議案第58号

日程第27. 議案第59号

日程第28. 議案第60号

日程第29. 議案第61号

日程第30. 議案第62号

○議長（生野 征平君） 次に、本定例会に提出されました報告第11号から報告第21号までの報告11件、認定第1号及び認定第2号の認定2件、諮問第6号の諮問1件、議案第51号から議案第62号までの議案12件について一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告11件、認定2件、諮問1件、議案12件でございます。

最初に、報告の11件を御説明いたします。

報告第11号専決処分の報告については、市道の管理瑕疵により乗用車が損傷したことによる和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第12号と報告第13号の専決処分の報告については、公用車の交通事故による和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第14号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告については、平成24年度において由布市みらいふるさと基金へ16件、総額346万6,070円の寄付金がございます。基金に積み立てを行いましたので、由布市みらいふるさと基金条例第8条の規定により議会に報告するものでございます。

報告第15号平成24年度決算における健全化判断比率については、自治体財政の早期健全化、財政再生、公営企業の経営の健全化を目的とする地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度決算における健全化比率を、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第16号平成24年度決算における資金不足比率については、公営企業の資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度決算における資金不足比率を、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

報告第17号平成23年度由布市一般会計継続費精算報告書については、平成23年度に2カ年度の継続費で設定いたしました挾間小学校整備事業が24年度で終了しましたことから、地方自治法施行令第145条第2項により、報告するものでございます。

報告第18号平成23年度由布市水道事業会計継続費精算報告書については、2カ年度の継続費で設定しました並柳配水池増設工事が、平成24年度で終了しましたことから、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものであります。

報告第19号平成25年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告につきましては、教育委員会による点検・評価の報告でありますので、教育委員会委員長より、また報告第20号例月出納検査の結果に関する報告について及び報告第21号行政監査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告でありますので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、認定第1号平成24年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定については、水道事業会計を除く一般会計及び特別会計の決算書が会計管理者より提出されましたので、地方自治法第233条第2項及び241条第5項の規定により、監査委員の審査に付しましたところ、監査委員より8月23日付で決算審査意見書の提出がございましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、意見書を付して議会の認定を求めるものであります。

認定第2号平成24年度由布市水道事業会計収支決算の認定については、地方公営企業法第30条第2項の規定により、水道事業会計収支決算書が提出され、監査委員の審査に付しましたところ、監査委員より7月26日付で決算審査意見書の提出がございましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、意見書を付して議会の認定を求めるものであります。

次に、諮問第6号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを御説明いたします。

この諮問は、人権擁護委員をお願いしている大島喜久枝氏が、平成25年12月31日をもって3年の任期が満了することから、引き続き委員をお願いいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、委員の再任について議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第51号由布市過疎地域自立促進計画の変更については、由布市過疎地域自立促進計画の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に係る市町村道路の事業計画について、市道2路線の追加をお願いするもので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定によって、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号由布市税条例の一部改正について及び議案第53号由布市国民健康保険税条例の一部改正については、地方交付税法等の改正に伴って条例を整備するものでございます。

議案第54号由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正については、平成25年7月3日付で交付されました配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改

正により、DV被害の対象者が拡大され、法律の名称に変更がありましたので、この法律を引用しています条例を整備するものであります。

議案第55号由布市景観条例の一部改正については、由布院盆地景観計画を策定するに当たり、この景観計画のさまざまな制限や手続きを行う上で届け出を必要とする行為等を定める必要があるため、条例の一部改正するものであります。

議案第56号由布市火災予防条例の一部改正については、消防法施行令の改正に伴い、条例を整備するものであります。

議案第57号平成25年度由布市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれに2億944万円を追加し、予算総額を179億8,811万6,000円にお願いするものであります。

歳出では、庁舎建設事業に伴う駐車場用地購入費、電源立地対策交付金事業費、道路維持事業費、また7月の3日、4日の大雨で被災いたしました農地、農業施設、市道の災害復旧事業費などを計上しております。

歳入では、地方交付税、県支出金、繰越金、市債などを計上しております。

議案第58号平成25年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ2億1,851万4,000円を追加し、予算総額を43億9,240万5,000円にお願いするものでございます。

歳出では、決算剰余金の増額に伴う基金積立金、平成24年度退職者医療交付金の精算に伴う返納金が主なものであります。

歳入では、平成24年度決算による基金繰入金金の調整と繰越金の決定による増額が主なものであります。

議案第59号平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ1億2,873万8,000円を追加し、予算総額を39億6,841万9,000円にお願いするものでございます。

歳出では、保険給付費、基金積立金、諸支出金を増額するものであります。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金を増額するものでございます。

議案第60号平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ322万円を追加し、予算総額を4億1,162万9,000円にお願いするものであります。

歳出では、保険料収納対策に伴う総務費と後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものであります。

歳入では、平成24年度繰越金の決定に伴う増額と後期高齢者医療広域連合の保険料収納対策

補助金の受け入れに伴う増額が主なものであります。

議案第61号平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ337万3,000円を追加し、予算総額を9,478万3,000円にお願いするものでございます。

歳出では、基金の積立金及び公債費の増額が主なものでございます。

歳入では、公債費に充当する一般会計繰入金及び平成24年度の繰入金を増額するものであります。

議案第62号平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ307万5,000円を追加して、予算総額を1億3,202万9,000円にお願いするものでございます。

歳出では、繰出金、修繕費、工事請負費を増額するもので、歳入では、繰越金を増額するものであります。

詳細につきましては、担当部長、課長から説明させますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第19号平成25年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成24年度対象）の報告について、教育委員長より報告を求めます。衛藤教育委員長。

○教育委員長（衛藤 弘海君） おはようございます。教育委員長の任務をいただいております衛藤弘海でございます。

報告第19号平成25年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成24年度対象）の報告について御説明を申し上げます。

平成20年4月1日に施行されました主要教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育委員会はその権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、教育に関し学識経験を有する者の知見を利用し、これを議会に報告する、この定めによりまして当報告をさせていただくこととございます。

本報告書につきましては、平成24年度由布市の教育方針の具現化のために実施しました学校教育、社会教育、もろもろの取り組みについて点検・評価表を作成し、自己点検及び評価を行い、報告書として取りまとめをいたしました。

この取りまとめにつきましては、教育委員並びに教育委員会事務局、ともにその達成度を点検をし、改めて24年度の事業につきまして見直しをしたところとございます。

外部の点検・評価につきましては、教育に関し知見を有する方として、報告書に記載の6名の

方々に外部評価を依頼いたしました。

外部評価をしていただく方には、まず点検評価表の各項目ごとに評価をいただき、その後、教育委員会の活動、教育委員会が管理・執行する事務に関し、総合意見をいただいたところです。

この点検・評価報告書につきましては、8月20日開催の平成25年度第8回の由布市教育委員会定例会において、内容等を再審議した結果、教育委員会の事務の管理及び執行状況について適正に点検・評価されていると認めましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、平成25年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成24年度対象）報告書として議会に報告するものでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価についての報告が終わりました。

次に、報告第20号例月出納検査の結果に関する報告について、及び報告第21号行政監査の結果に関する報告について、続けて報告を求めます。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 監査委員の土屋でございます。それでは、報告第20号につきまして御報告申し上げます。

報告第20号例月出納検査の結果に関する報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出いたします。平成25年9月4日提出、由布市代表監査委員土屋誠司。

報告の内容につきましては、1ページから3ページに記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定によりまして、平成25年5月、6月、7月の例月出納検査を実施いたしました。検査はそれぞれ5月28日、6月26日、7月26日にそれぞれ4月末、5月末、6月末の会計管理者及び企業出納員の保管する現金の在高及び出納状況について検査いたしました。

検査につきましては、各月とも会計管理者及び企業出納員の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性の検証、並びに現金の出納事務が適正に行われているかどうかを検査したところ、その計数は、諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められましたので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

続きまして、第21号について御報告申し上げます。

報告第21号行政監査の結果に関する報告について、地方自治法第199条第9項の規定により、行政監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出いたします。25年9月4日提出、由布市代表監査委員土屋誠司。

1 ページをお開きください。地方自治法第 199 条第 2 項の規定によりまして、行政監査を実施いたしました。監査のテーマは消防自動車の運行管理状況についてでございます。市民の生命、身体、財産を保障するため、安全で安心なまちづくりを推進することは、行政に課せられた重要な責務であり、中でも消防自動車等緊急車両の果たす役割は非常に重要であると言えます。

本監査では、その運行管理が適正に行われた上で、効果的に利用されているかを検証するため実施いたしました。監査の対象は、平成 25 年 4 月 1 日時点で、由布市が所有する消防自動車でございます。

監査は、1 ページ下段に記載しております監査の要領に基づいて実施いたしました。監査結果としましては、適正に管理されていると認められましたが、2 ページ上段に記載しています(1) から(4) までの 4 点については改善を求めました。

最後に、市民の生命、財産を守る消防自動車の管理ということもあり、職員並びに消防団員の車両に関する熱意が感じられました。

また、今後より一層の運行管理を促すため、免許証の確認や運転前のアルコールチェックの実施を求めるとともに、車両の点検においても画一的な管理を要望いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(生野 征平君) 例月出納検査の結果、及び行政監査の結果に関する報告が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は 11 時 10 分とします。

午前 10 時 58 分休憩

.....

午前 11 時 10 分再開

○議長(生野 征平君) 再開します。

次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第 11 号から報告第 13 号まで、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長(相馬 尊重君) 総務部長でございます。それでは、報告第 11 号から 13 号までの詳細説明を行います。

報告第 11 号をお願いいたします。報告第 11 号専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第 2 項の規定により報告する。平成 25 年 9 月 4 日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。次のページに専決処分書を記載しております。今回の和解及び損害賠償の内容ですけれども、当事者、甲として由布市、乙として大阪府岸和田市極楽寺町 250-1、BEST ASCEND 株式会社。

まず、事故の概要ですけれども、平成 25 年 8 月 1 日午後 3 時ごろ、由布市湯布院町塚原

1239番120地先、市道中釣鶴見岳線、通称エコーラインと呼ばれている市道でございますが、その市道に直径約1メートル、深さ約10センチの穴ができておまして、乙の所有する車、運転しておられた方は知人ですけれども、城島の方面から塚原方向に走行中、この穴に車両を通過したため、車両のタイヤ及びホイールに損傷を与えたということでございます。

和解内容は、それぞれ過失割合50%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認めました。損害賠償額は、16万4,062円でございます。

次に、報告第12号をお願いいたします。報告第12号専決処分報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成25年9月4日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。同じく専決処分書を掲載しております。まず、当事者ですけれども、甲を由布市、乙は由布市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、梅木悟様。

事故の内容ですけれども、平成25年7月16日午後2時20分ごろ、由布市挾間町挾間104番地先の県道別府挾間線において、場所としては未来館の入り口付近でございますが、甲の市の公用車が停車していた乙の車両の右後部に追突したものでございます。

和解条件は、甲の過失割合が100%に当たるということで、損害賠償金の支払い義務があることを認めたものでございます。損害賠償額は20万5,000円でございます。

次に、報告第13号をお願いいたします。報告第13号専決処分報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成25年9月4日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。同じく専決処分書を記載しております。まず、当事者ですけれども、甲を由布市、乙は由布市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、長川久様。

事故の概要ですけれども、平成25年7月3日午前11時5分ごろ、由布市挾間町向原148番12地先、市道天神橋同尻線交差点、向原駅前の交差点でございますが、甲の市の公用車の車両の左前部に乙の車両の右前部が衝突したものでございます。

和解内容は、甲の過失が30%分に当たる交通事故として損害賠償金の支払い義務を認めたものでございます。損害賠償額は4万5,000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、報告第14号について、詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。それでは、報告第14号の詳細説明をいたします。

報告第14号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について。由布市みらいふるさと基金条例第8条の規定により、同条例の運用状況について別紙のとおり議会に報告する。

平成25年9月4日提出、由布市長。

裏面の1、2ページを御参照ください。施行規則の規定によりまして、寄附をされました内訳を各様式に従って運用状況を掲載してございます。

1ページ、2ページの2号様式のうち、平成24年度分につきましては、2ページの寄附番号31番から46番までの16件でございます。次の3ページ、4ページには、16件の寄附金を事業別に充当内訳として掲載してございます。

なお、16件で346万6,070円でございますけれども、寄附者の希望により、金額や氏名など非公開の報告とさせていただいているものもございまして、御了承をいただきたいというふうに思います。

また、5ページには基金条例第7条の規定により、基金の処分をいたしました。2号及び5号事業分として、あわせて300万円を処分いたしまして、教育奨学資金基金へ増資いたしましたので、内容をあわせて御報告させていただきます。

なお、本年6月号の市報にも市民向けに掲載をいたしましたところであります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（生野 征平君） 次に、報告第15号から報告第17号まで、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長でございます。詳細説明を申し上げます。

報告第15号並びに報告第16号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化の判断比率の報告でございます。

なお、本報告に関する監査委員の審査結果につきましては、平成24年度由布市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書として添付しております。

それでは、報告第15号をお願いいたします。

報告第15号平成24年度決算における健全化判断比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度決算における健全化判断比率について、監査委員の意見を付し、次のとおり健全化判断比率を報告する。平成25年9月4日提出、由布市長。

中ほどの健全化判断比率の表をごらんください。①の実質赤字比率、②の連結実質赤字比率については、黒字のため数値はございませんので、ハイフンで示しております。括弧の中の数値は参考数値でございます。

次に、③の実質公債比率でございますが、7.2%です。④の将来負担比率につきましては40.6%、いずれも早期健全化基準内の数値となっております。数値が早期健全化基準を超えた場合は、自主的な改善努力により財政健全化を図ることにより、財政健全化計画の策定が義務

づけられております。

続きまして、報告第16号をお願いいたします。

報告第16号平成24年度決算における資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度決算における資金不足比率について、監査委員の意見を付し、次のとおり資金不足比率を報告する。平成25年9月4日提出、由布市長。

資金不足比率の表をごらんください。公営企業の健全化を資金不足比率で示すものでございます。いずれの会計も資金不足を生じていませんので、数値はなく、ハイフンで示しております。括弧の中の数値は参考数値でございます。数値が健全化基準を超えた場合は、経営健全化計画の策定が義務づけられています。

内容につきましては資料のほうで御説明をいたします。決算書に添付しております資料の平成24年度由布市決算に係る概要説明書をお願いいたします。25ページをお開きください。健全化判断比率及び資金不足比率の数値について、平成22年度からの推移とあわせて掲載しております。(1)の健全化判断比率の4つの比率については、分母は標準財政規模になっております。ちなみに由布市の平成24年度標準財政規模は約105億円です。実質赤字比率は、一般会計が赤字か黒字かを判断する指標であり、平成24年度数値はマイナスになっており、黒字ということを示しております。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計を含む全会計の実質赤字額を連結し、標準財政規模に対する比率を算定したものです。数値はマイナスとなっており、黒字となっております。

次に、実質公債費比率ですが、一般会計が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率のことです。言いかえれば、収入のうちどれくらいを借金の返済に充てているかを示すもので、過去3年間の平均値で示されます。平成24年度由布市数値は7.2%で、早期健全化基準25%を下回っております。

次に、将来負担比率は、公営企業などを含めて一般会計が将来的に支払う可能性のある負債の額を合計し、標準財政規模に対する割合で示したもので、一般会計の標準的な年間収入の何年分かをあらわしています。由布市においては、平成24年度は40.6%で、0.4年分ということになります。

次ページをお願いいたします。26ページです。(2)の資金不足比率については、公営企業会計についての比率で、水道事業から健康温泉館事業までの4つの事業会計が該当しますが、資金不足を生じた会計がないため比率はありません。参考値として資金剰余金で算定したマイナス数値を表示しております。

なお、ページの下に各指標の算定方法を掲載しておりますので、参照いただきたいと思います。

次に、報告第17号をお願いします。

報告第17号平成23年度由布市一般会計継続費精算報告書について。地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続事業が終了したので、報告する。平成25年9月4日提出、由布市長。

裏面の報告書をごらんください。平成23年度に継続費を設定いたしました挾間小学校整備事業の事業費でございます。平成23年度から2カ年度事業で行いました整備事業が24年度で終了しましたので、精算報告を行うものでございます。

全体計画では、事業費が6億1,667万2,000円を予定しておりましたが、実績では6億1,591万5,125円になっております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、報告第18号について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 産業建設部長でございます。報告第18号について詳細説明を申し上げます。

報告第18号平成23年度由布市水道事業会計継続費精算報告書について。地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続事業が終了したので、報告する。平成25年9月4日提出、由布市長。

裏面をお開きください。これは、平成23年度に継続費を設定しました並柳配水池増設工事の事業費でございます。平成23年度から2カ年事業で行いました並柳配水池増設工事が24年度で終了しましたので、精算報告を行うものでございます。

全体計画では、事業費の総額が1億3,000万円の予定でございましたが、実績では1億799万2,500円になっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（生野 征平君） 次に、認定第1号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長です。それでは、認定第1号をお願いいたします。認定第1号平成24年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定を求める。平成25年9月4日、由布市長。

私から決算の概要を申し上げまして、詳細につきましては昨年と同様、各常任委員会で各担当課から御説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、先ほどの報告第15号と16号の説明で用いました、平成24年度由布市決算に係る概要説明書で説明させていただきます。

なお、各会計の決算収支につきましては、事前にお配りしております平成24年度由布市歳入

歳出決算書により、また、個々の施策の概要につきましては、主要施策の成果説明書及び平成24年度事務事業評価表を御参照をいただき、御承認をいただきたいと存じます。

なお、本決算に対する監査委員の審査結果につきましては、別冊の平成24年度由布市一般会計及び特別会計決算審査意見書にまとめられております。

それでは、最初に主な財政指標につきまして説明を申し上げますので、概要説明書に添付の別紙決算カードをごらんください。左の一番下のところに黄色で色づけをしております経常収支比率でございますが、財政構造の弾力性を示すもので、100%に近いほど財政構造の硬直化を示すとされています。

平成24年度は、前年度の90.9%よりも0.3%下がり、90.6%となりました。これは前年度に比べまして人件費、扶助費等が減額となり、分子の経常経費充当一般財源額が減ったため比率が下がっております。

次に、右上の青く色づけしております2つ目の項目、財政指数等のところに掲載しております財政力指数でございます。自治体の財政力の強弱を示すもので、算出方法としましては、収入額を基準財政需要額で除すもので、1に近いほど強いとされております。数値は、前年度の0.485よりも0.016ポイント下げて0.469となっております。要因は、基準財政収入額の減と基準財政需要額の増によるものです。

それでは、決算収支の内容を御説明申し上げます。概要書の1ページをお開きください。この表は各会計の決算書の実質収支に関する調書をまとめたものでございます。各金額は読み上げませんが、全ての会計の実質収支額は黒字となっております。

2ページをお開きください。一般会計の歳入でございます。1款の市税は前年度に比べ3,507万円の減となっております。減の要因としては、固定資産税の評価がえによる9,380万6,000円の減、入湯税の豪雨被害と経済情勢等により410万7,000円の減などです。一方、市民税の個人分は、年少扶養控除廃止による影響で6,487万7,000円の増額となっております、軽自動車、市たばこ税も微増となっております。

以下、前年度との比較増減において大きなものを説明いたします。11款の地方交付税の8,794万5,000円の増は、普通交付税が7,735万8,000円、特別交付税が1,058万7,000円の増になったことによるものです。

3ページをお願いします。中段の15款国庫支出金は1億1,861万7,000円の減となっております。減の要因としては、総務費国庫補助金が地域活性化交付金等の減により1億1,961万5,000円の減となり、土木費国庫補助金も道路改良に係る交付金の減により8,520万4,000円の減となったためです。

一方、ふえたのは、民生費国庫負担金が障害者自立支援給付費等の増により5,073万

4,000円、民生費国庫補助金が生保適正化推進事業補助金等の増により1,630万3,000円、教育費国庫補助金が安心安全な学校づくり交付金の増により1,694万6,000円となっております。

16款の県支出金は7,630万円の減額となっております。減の要因としては、民生費補助金が、児童環境づくり基盤整備補助金等の減により2,351万1,000円、労働費県補助金が、緊急雇用創出事業特別交付金等の減により7,355万9,000円、農林水産業費県補助金が、経営構造対策事業補助金等の減により2,010万8,000円、災害復旧費県補助金が2,466万6,000円それぞれ減となっております。

ふえたのは、民生費県負担金が障害者自立支援給付費等の増により5,807万6,000円の増額となっております。

次ページをお願いします。17款の財産収入は2,444万7,000円の減額となっております。要因は不動産売り払い収入の減によるものです。

21款の諸収入は6,514万1,000円の増額となっております。要因は雑入、過年度収入の防衛交付金等が増となったことによるものです。

22款の市債は1億468万円の減額となっております。総務債、土木債、教育債が減になったことによるものです。

以上のことから、歳入総額は170億2,238万9,000円となり、前年度に比べ3億7,937万4,000円、率にして2.2%の減となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。右側の5ページをお願いします。説明は、歳入同様に前年度対比での増減の大きなものについて説明いたします。よろしく願いいたします。

2款総務費です。1億4,565万8,000円の減額となっております。減の要因としましては、一般管理費の職員給与等の減、財産管理費の国民宿舎解体等事業費の減、電子計算費の地域情報基盤整備事業等の減、賦課費の電子計算費の固定資産評価システム支援業務等の減などによるものです。

3款民生費は1億3,877万1,000円の増額です。要因は、障がい者福祉費の障害福祉サービス費等の増、生活保護費の扶助費の医療扶助費の増などによるものです。

次ページをお願いします。4款総務費は1億247万円の減額です。要因は、予防費の子宮頸がん予防接種等の減、環境衛生総務費の集中処理浄化槽整備等の減などによるものです。

6款農林水産業費は7,973万円の増額です。要因は、農地費の県営中山間地域総合整備事業費等の増、林業振興費の鳥獣害防止特別対策事業費補助金の増などによるものです。

次に、8款土木費ですが、2億8,327万9,000円の大幅な減額となっております。要因は、道路新設改良費の市道小野屋櫟木線改良事業等の減、また公共下水道費の公共下水道事業繰

出金の皆減などによるものです。

右ページをお願いします。10款教育費は、1億6,894万8,000円の減額です。要因は、学校建設費の由布院小学校建設費事業費、学校総務費のきめ細かな交付金事業の減などによるものです。

12款公債費は4,699万9,000円の増額です。要因は、合併特例債の償還金等の増によるものです。

13款諸支出金は1億7,816万8,000円の減額です。財政調整基金積立金の減が主な要因です。

以上のことから、歳出につきましては、歳出総額160億6,768万1,000円、前年度に比べ5億9,788万4,000円、率にして3.6%の減となっております。

恐れ入りますが、戻って1ページをお開きください。以上のことから一般会計につきましては、歳入歳出の形式収支額が9億5,470万7,851円、この額から翌年度に繰り越すべき財源の翌年度繰越金1億3,268万6,338円を差し引いて、実質収支額は8億2,202万1,513円となっております。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

8ページをお願いします。国民健康保険特別会計です。歳入合計額は46億128万円で、前年度よりも4.2%の増となっております。これに対する歳出合計額は42億5,273万1,000円、前年よりも2.0%の増となり、実質収支額は3億4,854万9,000円となっております。

歳入では、療養給付費交付金、県支出金の特別調整交付金、繰越金などが増額となっております。

一方、歳出では、後期高齢者支援金等の後期高齢者支援負担金、基金積立金、諸支出金の過年度精算分国庫返納金などが増額しております。

次に、右ページの9ページをごらんください。介護保険特別会計でございます。歳入合計額は38億8,276万9,000円で、前年度よりも6.2%の増となっております。これに対する歳出合計額は38億5,843万9,000円で、7.8%の増となり、実質収支額は2,433万円となっております。

歳入増の要因は、基準額の改定による保険料の増などによるものです。また、歳出の増の要因は、保険給付費、介護給付費準備基金積立金などの増によるものです。

次に、簡易水道事業特別会計ですが、歳入合計額は2億7,640万円、これに対する歳出合計額は2億7,473万6,000円、実質収支額は166万4,000円となっております。歳入歳出とも前年度に比べ増額となっております。

次ページをお願いします。農業集落排水事業特別会計です。歳入合計額は9,964万7,000円で、これに対する歳出合計額は9,757万5,000円、実質収支額は207万2,000円となっております。

その下の健康温泉館事業特別会計です。歳入合計額は1億2,764万円で、これに対する歳出合計額は1億2,456万3,000円、実質収支額は307万7,000円となっております。

右ページの後期高齢者医療特別会計のところをごらんください。歳入合計額は4億420万1,000円、これに対する歳出合計額は4億235万9,000円、実質収支額は184万2,000円となっております。

以上で各会計の決算額の説明を終わらせていただきます。

次に、財産に関する調書について御説明申し上げます。

平成24年度由布市歳入歳出決算書の最後のほうの532ページをお願いします。532ページです。公有財産、(1)土地及び建物の年度中増減、並びに534ページの山林の年度中の増減は、別紙の先ほど用いました決算に関する概要説明書の23ページと24ページに異動の明細を掲載しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、(3)の出資による権利ですが、年度中の増減はありません。

次に、536ページの3の基金をごらんください。基金の状況ですが、年度末現在高は、合計で59億8,044万3,000円となっており、前年度末より4億3,889万1,000円の増額となっております。これは、主に財政調整基金、介護給付費準備基金、教育奨学資金基金の増額によるものでございます。

次に、538ページと539ページは定額資金運用基金の運用状況です。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(生野 征平君) 次に、認定第2号について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長(工藤 敏文君) 産業建設部長でございます。認定第2号について詳細説明を申し上げます。

認定第2号平成24年度由布市水道事業会計収支決算の認定について。地方公営企業法第30条の規定により、平成24年度由布市水道事業会計収支決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定を求め。平成25年9月4日提出、由布市長。

それでは、1ページ目をお願いいたします。水道事業決算報告書でございます。平成24年度予算額とそれに対する決算額を記載したもので、消費税、地方消費税を含んだ数値となっております。

上の表は、収益的収入についての表でございまして、収入の決算額は4億9,687万965円で、予算額に対しまして109万6,035円の減額で、収入率で99.8%となりました。

た。また、下の表は、収益的支出についての表でございまして、支出の決算額は5億323万6,397円でございまして、執行率で96.9%となりました。

次に、2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出についてでございます。

これは施設の整備拡充のための収入と支出でございますが、収入の決算額は3億996万700円で、予算額に対し1,038万2,300円の減となりました。また、下の表、支出の決算額は、5億807万9,778円でございまして、収入額が支出額に不足する額1億9,811万3,078円は、下段に記載しておりますが、建設改良費積立金、減債積立金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。

3ページをお願いいたします。損益計算書でございます。24年度の水道事業の経営状況を示すもので、まず、収益から費用を差し引いた営業利益でございますが、左の下から5行目に記載しております2,332万3,019円でございます。さらに、営業外収支を加えました経常利益は、右の下から5行目で、マイナスの1,902万9,092円となりました。さらにこれに特別損失を加えた当年度の純利益は、右の下から3行目のマイナス2,040万9,663円となり、経常利益、当年度純利益ともに赤字となっております。前年度繰越利益剰余金が5,737万8,679円ございましたので、損失分については、前年度繰越利益剰余金を充当し、当年度の未処分利益剰余金は3,696万9,016円に減少をしております。

次に、4ページをお願いいたします。4ページから7ページにかけては、貸借対照表及び剰余金計算書でございます。特に7ページの剰余金計算書につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、翌年度繰越利益剰余金を3,696万9,016円とするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。事業報告書でございます。まず、総括事項といたしまして、給水の状況でございますが、給水人口は2万3,980人で、前年度に対しまして141人減少しております。有収率は72.2%となり、前年度に対しまして0.5ポイント低くなっております。

次に、工事の状況でございますが、新設、改良工事では、並柳浄水場浄水施設整備工事など19件でございました。

財政の状況でございますが、収益的収支では、営業収益が前年度に対しまして217万8,000円の増となっております。一方、営業外収益は1,935万8,000円の減となり、事業収益は4億7,462万6,111円となりました。

営業費用は前年度に対しまして1,079万2,000円の増となり、事業費用は4億9,503万5,774円で、先ほど損益計算書で御説明申し上げましたように、2,040万9,663円が当年度の純損失となりました。

次に、資本的収支では、市補助金や企業債借入金などにより、総収入額は3億996万

6,700円となりました。支出は、工事請負費19件、委託業務6件のほか、人件費、企業債の償還金が主なものでございますが、総支出額は5億807万9,778円となりました。

最後に記載しておりますが、当年度の純損失が2,000万円を超える額となりまして、より一層の経営健全化が求められておりますので、経営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

次、9ページには、議会の議決事項、職員に関する事項、先ほど申し上げました工事委託の概要を記載しております。

10ページには、業務量と収益費用に関する前年度との比較表を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

11ページをお願いいたします。収益費用明細書について御説明いたします。

消費税、地方消費税を抜いた数値となっております。まず、1款水道事業収益につきましては、4億7,462万6,111円となりました。うち1項営業収益で4億4,568万4,926円となっております。水道料金と一般加入負担金が主なものでございます。

12ページの2項営業外収益は2,894万1,185円となり、これは一般会計からの補助金が主なものでございます。

14ページをお願いいたします。収益的支出の明細でございます。2款水道事業費用4億9,503万5,774円で、職員、浄水場管理人などの人件費や施設の維持費、減価償却費、企業債の利息などが主なものでございまして、23ページまでその詳細を記しております。

続きまして、24ページをお願いいたします。資本的収入の明細でございまして、企業債、工事負担金、一般会計補助金、国庫支出金が資本的収入でございまして、合計3億801万5,000円でございます。

続いて、26ページをお開きください。資本的支出で4億9,194万6,182円となっております。これにつきましては職員の人件費、また、27ページ、28ページに記載しております28節の工事請負費、42節の企業債の償還元金などが主なものでございます。

29ページ以降は、固定資産の明細及び企業債の明細を記載しております。

最後、33ページには、基金の運用状況を記載しておりますが、減債積立金につきましては、資本的収入の不足額の一部に全額補填いたしましたので、年度末現在高はゼロとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時とします。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、諮問第6号について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） それでは、諮問第6号の詳細説明をいたします。

諮問第6号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所、大分県由布市湯布院町川上3146番地3、氏名、大島喜久枝、生年月日、昭和16年3月17日、満72歳。平成25年9月4日提出、由布市長。

次のページをお開きください。ここに大島さんの経歴を記載しております。大島さんは、現在、人権擁護委員として御活躍をいただいておりますが、平成25年12月31日をもって3年の任期が満了することから、引き続き人権擁護委員に推薦しようとするものでございます。

大島さんは、人権擁護委員としての経験も豊富で、地域の実情に明るく、温厚誠実で責任感が強く、地域住民の皆さんから信望も厚く、人権相談の適切な処理、人権思想の普及啓発に積極的に取り組んでいただいております。人権擁護委員候補者として最適任であることから推薦するものでございます。

なお、再任後の任期は、平成26年1月1日から平成28年12月31日までの3年間となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第51号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。それでは、議案第51号について詳細説明をいたします。

議案第51号由布市過疎地域自立促進計画の変更について、由布市過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月4日提出、由布市長。

提案理由、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の市町村道道路の事業内容について変更を行うことによる。

次のページをお開きください。追加変更する内容を文書にて記載をいたしております。宇南小松台線道路改良については、地元関係者との協議調整が整ったところによる追加変更でございます。それから、岩下内山線道路改良につきましては、県道の改良ルート変更に伴います市道取り付け道路の対策事業の発生による新規路線の計画の追加によるものでございます。

次のページには、一部変更の新旧対照表を添付してございます。変更後の対照表にアンダーラインを引いている箇所がございます。これが今回の追加する2路線でございます。

追加の詳細につきましては、次のページの変更後の事業計画書を御参照いただきたいと思います。

す。様式3の追加変更に伴います路線ごとの概算事業費を掲載してございます。

最後のページは追加路線の位置図を添付しております。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第52号について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） それでは、議案第52号の詳細説明を行います。

議案第52号由布市税条例の一部改正について、由布市税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年9月4日提出、由布市長。

今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布されました。改正の一部については、地方税施行令の一部を改正する政令及び地方税施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ交付されたことに伴う一部改正でございます。

改正内容につきましては、個人投資家が税負担に左右されず、金融商品を選択できるように公社債等の利子、譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当、譲渡損益に対する課税が一体化されたことに伴い、これらの金融所得に対する個人市民税の課税方法が改正されました。

また、公的年金からの特別徴収制度の徴収額の算定方法及び市町村外転出時における特別徴収の継続等がされることに伴う改正でございます。

新旧対照表で御説明したいと思いますので、新旧対照表をお願いをいたします。

まず、第47条の2第1項は、65歳以上の年金所得者の公的年金に係る市民税を特別徴収の方法によって徴収する場合の取り扱いを定めております。その1号から3号は特別徴収によって徴収することが困難であることから、特別徴収の対象としないことを定めております。今回の改正によりまして、賦課期日後、転出した場合であっても特別徴収が継続されることにより、1号を削除して2号、3号を1号、2号といたすものでございます。

次に、第47条の5第1項は、年金所得に係る仮特別徴収税額について規定しております。今回の改正は、公的年金受給者の納税の便宜や徴収事務の効率化の観点から、年間の徴収税額の平準化を図るための見直しでございます。

現在は、前年度の10月、12月、2月の特別徴収税額を3で割った額を翌年度の仮徴収額としておりましたが、改正では、前年度の1年間の特別徴収税額をまず2で割り、さらに3で割り、算出した額を仮徴収とすることとなります。これによって所得の変動が少ない場合にあっては徴収税額が平準化されることとなります。

次のページになります。附則第7条の4は、寄附金税額控除額における特別控除額の適用について、附則第19条の2の、上場株式等に係る譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の規定の新設に伴い、引用条例を追加いたしましたものでございます。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例について定めてお

ります。今回の改正により上場株式等に係る配当所得等の分離課税について特定公社債等の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うものです。

まず、見出しの「配当所得」を「配当所得等」に、「この項及び次項」を「この項」に、「配当所得については」を「利子所得及び配当所得については」に、「上場株式等の配当」を「特定上場株式等の配当等」にそれぞれ改正をいたしております。

次のページをお願いいたします。第3項第1号から第4号は、「配当所得」を「配当所得等」にそれぞれ改正するものでございます。

附則第19条は、一般株式等に係る譲渡所得の課税の特例について定めております。第1項及び第2項1号から4号までそれぞれ「株式等」を「一般株式等」にそれぞれ改正をいたしております。

附則第19条の2は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い規定を新設する改正で、個人市民税の課税の特例について定めております。

現行は公社債、公社債投資信託、公募公社債等運用信託の譲渡益については非課税とされておりますが、今回の改正により、平成28年1月1日以降の源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等について課税対象とされました。

次のページをお願いいたします。第2項は前項の規定の適用がある場合の読みかえ規定でございます。

次の、附則第19条の3、非課税口座内上場株式等譲渡に係る市民税の所得計算の特例から、ずっと次に行きまして、附則の第20条の3、次の次のページ、20条の3の先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除までについては、課税標準の計算の細目を定めておるものですが、既に地方税法等で計算の細目を定めていますので、今回削除するものでございます。

附則第20条の2、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例と20条の4、条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例は、それぞれ規定を繰り上げるものでございます。

また、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことによりまして、第5項第3号の配当所得の金額の前に「利子所得の金額又は」を追加いたしております。

20条の5をお願いいたします。最後のページになりますが、20条の5です。保険料に係る個人の市民税の課税の特例についてですが、租税条約が住民税についても適用がある場合の特例を定めており、所得税法で規定を定めておりますので、これも今回削除いたすものでございます。

それでは、新旧対照表の前の附則をお願いいたします。附則で施行日を定めております。第47条の2第1項及び47条の5第1項の改正、また次の第2項の経過措置の規定の第2項につ

いては、平成28年10月1日から施行になります。

附則第7条の4第1項、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次の経過措置の第3項の規定は、平成29年1月1日からの施行となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第53号及び議案第54号について、続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。まず、議案第53号について詳細説明をいたします。

議案第53号由布市国民健康保険税条例の一部改正について、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年9月4日提出、由布市長。

提案理由、平成25年法律第3号による地方税法、平成25年政令第173号による地方税法施行令及び平成25年総務省令第66号による地方税法施行規則の改正に伴い、条例の改正を行うものです。

次のページをお願いします。今回の一部改正の内容になりますが、改正条文の上段になります。附則第10項の改正については、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の実施対象となったことによる規定の整備。中ほどになります。附則第13項の改正については、株式等に係る譲渡所得の分離課税を一般株式等に係るものと上場株式等に係る譲渡所得等に改組したことによる規定の整備。下段のほうになります。附則第14項の改正については、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことによる規定の整備を行い、下段から次のページになりますが、附則第15項、第16項、第18項及び第23項の改正については、地方税法等では国民健康保険税の独立した規定がないことや、単に保険税の課税標準額の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除するものです。

附則として、この条例の施行については、平成29年1月1日からとしています。

次に、議案第54号をお願いします。議案第54号由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年9月4日提出、由布市長。

提案理由、平成25年法律第72号による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴い、条例の改正を行うものです。

次のページをお願いします。今回の一部改正の経緯及び内容になりますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律では、被害者の範囲が婚姻の届け出がある者及び婚姻の届け出をしていないが事実上、婚姻関係と同様の事情にある者、事実婚ですが、とされていましたが、最近、交際相手からの暴力が社会的に問題となっていることから、平成25年7月3日付で

公布されました配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正により、生活の本拠をとともにする交際相手からの暴力及びその被害者に婚姻意思も認められない共同生活のみを送っている場合についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされることとなり、また法律の名称に変更がありましたので、この法律を引用しています第2条第2号オ中の、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改めるものです。

ただし、今回の法改正に伴う適用対象の拡大により、ひとり親家庭等医療費助成適用者が拡大するものではなく、現条例の規定により保護命令が発せられるか否かに関係なく、現実としてひとり親である状況を確認することをもって対象としていますので、引用法律名のみの改正となります。

附則として、この条例の施行については、平成26年1月3日からとしています。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第55号について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 産業建設部長でございます。議案第55号について詳細説明を申し上げます。

議案第55号由布市景観条例の一部改正について、由布市景観条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年9月4日提出、由布市長。

提案理由、由布院盆地景観計画を定めることによる。

改正内容についての説明の前に、資料として添付しております由布院盆地景観計画につきましては、その概要につきまして既に御説明させていただいておりますので、今回は条例の一部改正の内容についてのみ説明させていただきます。

新旧対照表にて説明させていただきますので、次の次の次のページですかね、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

まず、第19条でございます。良好な景観づくりの推進のために景観審議会を置くこととしております。審議会では、景観計画に関する事項を審議いただくこととなっておりますが、今回町づくり条例に合わせまして審議会委員として景観計画に密接に関係する「市職員」を加えまして、「10名以内」を「15名以内」に増員することとしております。

次に、中段の別表第1でございますが、景観条例第10条では、景観計画に基づいた届け出が必要な行為を、また11条では、その適用が除外される行為を規定しておりますが、既に施行されております湯の坪街道周辺地区景観計画区域のほかに次のページでございます由布院盆地景観計画区域の表を加えます。

建築物、または工作物の新築、新設、増築、改築、移転、外観の変更の際の修繕、模様替え、

色彩の変更の際に届け出を必要とする行為、あるいは届け出不要な行為を定めたものでございます。

これらは景観計画の景観形成基準により指導してまいります。由布院盆地景観計画の景観形成基準につきましては、建築物、工作物の高さに関する基準、それから壁面後退に関する基準、敷地緑化に関する基準、色彩素材に関する基準により構成されておりました。これらの詳細は景観計画に記載されておりますので、御参照いただければと思います。

また、次のページでは、別表第2として、条例第12条の関係の特定届出対象行為について記載しております。

特定届出対象行為につきましては、景観法の第17条に基づき、変更命令の対象となる行為を定めることが可能ですが、本景観計画では特定届出対象行為を定めておりませんので、なしとしております。

以上が景観条例の一部改正でございます。なお、附則で条例の施行期日は平成25年12月1日から施行することとしております。

条例につきましては以上でございますが、景観条例の一部改正に伴い、この条例の施行規則を改正する予定でございます。

施行規則の主な改正内容につきましては、理解を必要とする近隣関係者の対象や届け出に必要な箇所について、由布院盆地景観計画区域を追加する予定です。

また、さらに、由布院盆地景観計画では、屋外広告物についても色彩、素材に関する許可基準を設ける予定にしております。それにつきましては、由布市における大分県屋外広告物条例施行規則の一部改正で、由布院盆地景観計画区域内における色彩、素材に関する許可基準を追加する予定でございます。

終わりになりましたが、本由布院盆地景観計画の策定に当たりまして、さまざまな御協力をいただきました湯布院景観協議会の皆様、また景観形成方針として位置づけさせていただいたゆふいん建築・環境デザインガイドブック増補改訂版の作成に御尽力いただいた関係の方々に深く感謝とお礼を申し上げます。詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第56号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（大久保一彦君） 消防長でございます。それでは、議案第56号につきまして詳細説明を申し上げます。

議案第56号由布市火災予防条例の一部改正について、由布市火災予防条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年9月4日提出、由布市長。

次ページをお願いいたします。内容についてでございますが、消防法施行令の改正で施行令第37条の消防の用に供する機械器具等の検定品目の見直しが行なわれたために、この施行令に準拠

をいたしております火災予防条例第29条の4第4項の一部を改めるものでございます。

見直しは、検定対象器具のうち、施行令第37条の4号から第6号までの消防用ホース、消防用ホースに使用するねじ式の結合金具を自主表示対象器具に移行し、施行令「第37条第7号から第7号の3」を「第37条第4号から第6号」に改めたことによる条例改正でございます。附則として、施行は平成26年4月1日からしております。

次ページに条文の新旧対照表を添付していますので御参照ください。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第57号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長でございます。予算書に従いまして説明をさせていただきます。

補正予算書をごらんください。なお、平成25年度9月補正予算の概要は、主な補正事業の内訳、財源の内訳などを掲載しておりますので、予算書の補足資料として御参照いただきたいと思います。

議案第57号平成25年度由布市一般会計補正予算（第2号）。平成25年度由布市の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億944万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179億8,811万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。平成25年9月4日提出、由布市長。

次ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。詳細につきましては、事項別明細書で説明をいたします。

3ページをお願いいたします。第2表地方債補正です。追加は、今回新たに地方債を起こすものです。起債の目的と限度額については、庄内中学校体育館整備事業340万円です。下の変更は臨時財政対策債の本年度の額が確定しましたので、限度額を7億5,492万3,000円に増額補正するものです。また、庁舎建設事業、挟間幼稚園施設整備事業は事業費の増額に伴うものです。

以上により、地方債の補正後合計額は30億1,852万3,000円になります。

続きまして、7ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入です。主なものについて御説明いたします。なお、歳出が伴う特定財源については、歳出のところで説明をいたします。

10款の地方特例交付金は額の確定によるものです。

次に、11款地方交付税は普通交付税の算定が終わりましたので、額の確定による補正です。確定額は前年度より1,222万円減の52億5,730万1,000円です。

9ページをお願いします。19款繰入金1項1目の繰入金の1節他会計繰入金は、前年度の精算に伴う他会計からの繰入金です。2節の基金繰入金は、普通交付税、繰越金などの額の確定により歳入超過となりましたので、当初予算で措置しておりました財政調整基金繰入金の全額を減額しております。

次に、20款繰越金でございます。確定によるものです。補正額2億1,002万1,000円、計4億1,002万1,000円です。

13ページをお願いいたします。ここからは歳出でございます。なお、資料の9月補正予算の概要の主な補正事業の内訳に掲載している事業につきましては、要点の説明とさせていただきます。また、人件費の時間外勤務手当は突発的業務のために予算を不足を生じている課について措置しております。よろしくをお願いいたします。

中段の2款総務費1項総務管理費5目財産管理費1の庁舎建設事業5,102万3,000円は、駐車場用地購入費です。面積は7,289平方メートルです。

2の湯布院庁舎等管理事業69万9,000円は、庁舎浄化槽フロア等の修繕費です。

3の普通財産管理事業は、廃止済みの市道里道売払収入に伴う財源変更です。

4の入会地分収交付金事業13万4,000円は、岳本川砂防事業に伴う用地売却の地元交付金です。

16ページをお願いします。上段の6目企画費、1のコミュニティバス運行事業108万7,000円は、ユーバス停留所標識の45カ所の取りかえです。

2の総合計画策定事業28万6,000円は、第2次計画策定に向けた職員研修の関係経費です。

7目電子計算費7万7,000円は光情報システム整備事業に伴う協議に要する旅費です。

下段の9目地域振興費、1から3の地域づくり推進事業は、電源立地対策交付金事業を計上しています。事業内訳は概要を御参照ください。

17ページをお願いいたします。4の防衛交付金事業は、当初予算で計上しております若杉複合施設整備の温泉掘削工事費を事業申請の関係から温泉掘削調査委託費に組み替えるものです。

5の湯布院コミュニティー施設管理事業、共済費から備品購入費までの経費は県からの払い下げを受ける狭霧台の12月から3月までの4カ月の売店運営費を計上しております。財源のその他は、売店収入でございます。

下段の10目諸費、1の防犯体制確立事業64万3,000円は花の木商店街設置の防犯カメラ設置補助金です。国の補助事業に係る地元負担の3分の2を助成するものです。

19ページをお願いします。中段の3款民生費1項社会福祉費5目後期高齢者医療事務費55万9,000円は、後期高齢者医療特別会計への事務費繰出金です。

6目1の介護保険事務費の過年度返還金296万9,000円は、介護施設事業者の財産処分に伴う県補助金の返還金です。返還金の財源は事業者からの返納金を充てています。繰出金は介護特別会計に対するものです。

2の介護基盤緊急整備200万円は、特養情和園への補助金です。全額県補助となっています。

21ページをお願いします。中段の2項児童福祉費2目子育て支援費は、放課後児童クラブの障がい児童受入数等の実績見込みによる追加分です。県補助金を充てています。

3目母子福祉費96万4,000円は、1名分の高等技能訓練補助金です。

その下の4項知的障害者福祉施設費1目小松寮事務費に278万9,000円は23ページをお願いします。福祉台帳システムプログラムソフトのリース料45万3,000円、ボイラー取替え工事等の工事請負費210万4,000円、また備品6万円は金庫の購入費です。

次に、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費1のがん検診推進事業96万3,000円は、平成24年度がん検診事業の精算による国庫返納金です。

次の5目環境衛生総務費1の環境衛生総務費の農業集落排水事業特別会計繰出金140万2,000円は元利償還金の追加分です。

2の水道未普及地域改善事業137万3,000円は、龍原、徳野の2つの組合に対する施設整備補助金です。

25ページをお願いします。中段の6目環境対策費1の希少野生生物保護事業10万円は、オンセンミズゴマツボの移植地整備用の消耗品代です。

その下の6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、1の施設維持管理費は川西交流センターテラスが腐食したための修復工事費です。

2の人・農地プラン推進事業61万円は、農地情報処理業務です。県補助金を充てています。

3の園芸産地整備事業54万2,000円は燃油価格高騰対策補助でイチゴ農家3戸に対するものです。県補助金を充てています。

次ページをお願いします。4目畜産業費1の畜産振興事業15万円は、由布産の種牛からの小牛購入補助で1頭につき3万円を計上しております。

2の畜産経営支援事業42万円は、肉質向上のための飼料購入補助で70頭分です。県補助金を充てています。

2項林業費1目林業振興費1の鳥獣被害防止特別対策事業1,093万1,000円は当初予算の追加で、鉄線柵設置補助金です。

2の森林整備支援事業の委託料219万2,000円は、流木の危険性のある森林の整備事業

です。県補助金160万円を充てています。

緑の募金事業補助金52万3,000円は、畜産施設検査場の植栽事業の補助金です。財団の森林ネット大分からの交付金を充てています。

次ページをお願いします。上段の7款商工費1項商工費3目観光費1の観光振興整備事業の観光協会補助金116万4,000円は、観光基本計画に掲げられております観光振興のための新たな組織設立に向けた調査研究を行う事業に対するものです。

この2つの補助金は由布市観光協会に補助するものです。

次に、8款土木費です。2項道路橋梁費1目道路維持費1の道路維持事業2,995万円は小野屋櫟木線以下4路線の工事費と設計測量調査委託料を各1路線計上しております。

2目道路新設改良費1の幹線道路整備事業（国交省補助事業）は、スマートインターチェンジ高速側道線でNEXC Oとの事業調整により委託料から負担金に組み替えることとあわせて事業量の追加から事業費を400万円増額しております。

次に、9款消防費1項消防費1目常備消防費1の消防庁舎建設事業の委託料64万4,000円は、代替地の測量と鑑定、それから登記経費です。

次ページをお願いします。補償金224万6,000円は立木補償と稲作離作料です。

2目非常備消防費1の非常備消防活動推進事業141万3,000円は、3自治区への消防備品購入補助金です。

3目災害対策費1の災害対策環境整備事業55万円は、防災士養成経費で50人分を計上しております。県補助金を充てております。

次に、10款教育費です。1項教育総務費2目事務局費1の情報教育推進事業152万8,000円は、各学校パソコンOS更改委託料です。

次ページをお願いします。3目教育指導費1の学力向上推進事業83万8,000円は、全国学力テストの追加テストの分析集計委託料です。

4目中高一貫教育推進費の賃金28万1,000円は、臨時講師通勤手当の増の分です。

次ページをお願いします。上段の2項学校総務費1の小学校管理事業12万2,000円はPCB廃棄物処理料です。2の小学校特別支援員活用事業124万1,000円は、挟間小学校に追加配置の臨時講師の賃金です。

3項中学校費1目学校総務費1の学校総務費6万円は、特別支援員の修学旅行の引率旅費です。2の中学校施設管理事業40万4,000円は、湯布院中学校のエレベーターの保守点検料でございます。

3目教育振興費1の挟間中学校振興事業3万5,000円は、特定寄付による備品の購入です。2の学校生活支援事業91万7,000円は、挟間中学校柔道部の九州大会、全国大会出場補助

金です。

次ページをお願いします。中段の4目学校建設費360万円は、庄内中学校体育館耐震事業工事の実施設計料です。

4項幼稚園費4目幼稚園建設費98万7,000円は、挾間幼稚園改築用地の測量設計料です。

次ページをお願いします。上段の5項学校給食費1目学校給食費はセンターの保存ヒーターの修繕料とシャッター蓄電池購入費です。

6項社会教育費2目公民館費1の中央公民館事業160万2,000円は、挾間公民館の空調機器修理代です。2の湯布院公民館事業198万3,000円は、PCB廃棄物の処理料です。

4目文化財保護費16万3,000円は、はさま源流子ども太鼓の全国大会出場補助金です。

次ページをお願いします。7項保健体育費1目保健体育総務費の減額は、総合型スポーツクラブ事業補助金が申請額より減額になったことに伴い、事業費を減額するものです。

次の2目体育施設費1のB&G海洋センター施設管理事業80万4,000円は、挾間海洋センターのろ過装置等の修繕費です。2のスポーツ施設整備事業49万4,000円は、湯布院総合グラウンドの駐車場とトイレの整備に係る設計料です。

11款災害復旧費は、7月3、4日の大雨による被害の復旧経費です。1項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費1の農業施設災害復旧費1,081万5,000円は、農地6件、農業施設2件の設計費と工事費です。財源その他は耕地災害復旧事業分担金です。

次、43ページをお願いします。2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設災害復旧費865万円は、市道単独災害復旧1件分の工事費です。

13款諸支出金2項基金費1目基金費1,863万5,000円は、財政調整基金積立金です。歳入の繰り戻しとあわせ、この補正予算ベースで現在高は約31億6,100万円になります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第58号から議案第60号について、続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。まず、議案第58号について詳細説明をいたします。

議案第58号平成25年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成25年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,851万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,240万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成25年9月4日提出、由布市長。

それでは、事項別明細書6、7ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、13款2項1目基金繰入金については、24年度決算に伴い、歳入総額に対する歳出総額の不足分を減額調整するものです。

14款1項1目療養給付費交付金繰越金については、24年度決算における退職者医療、療養給付費交付金の決定に伴う返還金、2目その他繰越金については、24年度決算に伴う剰余金を補正をするものです。

次に、8、9ページになります。歳出ですが、2款1項1目一般被保険者療養給付費、次の3目一般被保険者療養費、次の2項1目一般被保険者高額療養費については、いずれも財源更生を行うものです。

次に、10、11ページになります。3款1項2目後期高齢者関係事務費拠出金、次の4款1項1目前期高齢者納付金、次の2目前期高齢者関係事務費拠出金の19節負担金については、それぞれ25年度分の額の決定に伴う不足分の増額計上です。

9款1項1目基金積立金25節積立金については、24年度の決算剰余金を国民健康保険基金に積み立てるものです。

次に12、13ページになります。11款1項3目償還金23節償還金については、24年度精算に伴う療養給付費負担金、また退職者医療交付金の国への返還金になります。

次に、議案第59号をお願いいたします。

議案第59号平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成25年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,873万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億6,841万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成25年9月4日提出、由布市長。

今回の補正予算につきましては、現時点における保険給付費等の年間必要額を推計の結果、約1億2,870万円程度の歳出増が見込まれることによるものです。

それでは、事項別明細書6、7ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、3款1項1目介護給付費負担金、次の2項1目調整交付金、次の4款1項1目介護給付費交付金、次の5款1項1目介護給付費負担金、それから次の次の7款1項1目介護給付費繰入金、以上につきましては、国・県・支払基金等それぞれの負担割合に応じて増額計上をしております。

6款1項1目利子及び配当金については、介護給付費準備基金積立金の預金利子になります。

次、8、9ページになります。7款2項1目介護給付費準備基金繰入金については、財源の不足分を介護給付費準備基金より繰り入れるものです。

8款1項1目繰越金については、24年度の決算に伴う繰越金になります。

次に、10、11ページ、歳出ですが、2款1項1目介護サービス等諸費から、次のページの12、13ページの上段、6項1目特定入所者介護サービス等諸費までの19節負担金につきましては、保険給付費の年間必要見込み額が増加のためそれぞれ不足分を増額計上しております。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金25節積立金については、24年度決算に伴う剰余金の2分の1を下らない金額を積み立てるものです。

7款1項2目償還金23節償還金については、24年度保険給付費、地域支援事業費の交付金精算に伴う国庫694万2,000円、県費688万円、支払基金619万4,000円、それぞれの返還金になります。

次に、14、15ページになります。7款3項1目他会計繰出金28節繰出金については、24年度の一般会計からの繰入金の精算額を一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、議案第60号をお願いいたします。

議案第60号平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成25年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ322万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,162万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成25年9月4日提出、由布市長。

では、事項別明細書6、7ページをお願いをいたします。まず歳入ですが、1款1項1目特別徴収保険料と2目普通徴収保険料については、前年度を含む実績を勘案し、予算の調整を行うものです。

3款1項1目事務費繰入金については、保険料収納対策事業広域連合納付金に係る一般会計からの繰入金です。

4款1項1目繰越金については、平成24年度決算に伴う剰余金を繰り越すものでございます。

5款4項1目雑入については、保険料収納対策事業に係る補助金81万6,000円、臨時職員雇用保険料の個人負担分4,000円になります。

次に、8、9ページ、歳出ですが、1款2項1目徴収費4節共済費7節賃金については、保険料収納対策事業に伴う新規雇用の臨時職員、10月から3月までの6カ月分の人件費になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金については、出納整理期間に納付がありました平成24年度分の保険料を増額計上しております。

3款1項3目償還金23節償還金については、平成24年度に保険料収納対策事業として実施をしました事業費補助金の精算に伴う後期高齢者医療広域連合への返還金になります。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時15分とします。

午後2時00分休憩

.....
午後2時15分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、議案第61号について詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（平井 俊文君） 環境商工観光部長でございます。議案第61号について詳細説明を行います。

議案第61号平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。平成25年度由布市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ337万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,478万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成25年9月4日提出、由布市長。

それでは、事項別説明書の6ページ、7ページをお開きください。まず歳入でございますが、4款1項1目の一般会計繰入金につきましては、公債費に充当するため140万2,000円を追加補正するものでございます。

5款1項1目繰越金につきましては、平成24年度の決算による繰越額が確定いたしましたので、197万1,000円を追加補正するものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目一般管理費の積立金でございますけれども、歳入におきまして、繰越額が確定いたしましたので、そのおおむね2分の1相当額の107万1,000円を積立金としまして、農業集落排水事業基金に積み立てるものでございます。

2目の維持管理事業費でございますけれども、繰越金の積み立てを行った後の残り90万円について、需用費、修繕費として予算計上するものでございます。

次に、2款の公債費でございます。1項の公債費につきましては、償還金の額確定によるもので、1目元金につきましては103万1,000円を、2目の利子については37万1,000円を補正するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第62号について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。議案第62号について詳細説明を

いたします。

議案第62号平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）。平成25年度由布市の健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ307万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,202万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成25年9月4日提出、由布市長。

では、事項別明細書6、7ページをお願いいたします。まず歳入ですが、3款1項1目繰越金については、24年度決算に伴い繰越金が確定しましたので、増額計上しております。

次に、8、9ページ、歳出になります。1款1項1目一般管理費28節繰出金については、24年度決算に伴い一般会計からの繰入金を一部返納するものでございます。

2目施設管理費11節需用費、修繕費については、各種機械等の修繕費、15節工事請負費については、早急に改修する必要がある女性浴室の天井改修工事になります。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 以上で各議案の詳細説明が終わりました。

次に、ただいま詳細説明がありました報告第15号及び報告第16号並びに認定第1号及び認定第2号の審査結果について、代表監査委員の報告を求めます。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 監査委員の土屋でございます。まず、健全化判断比率に係ることを報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、7月22日、市長から審査に付されました平成24年度由布市健全化判断比率及び資金不足比率の審査をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

審査に当たりましては、健全化判断比率及び資金不足比率並びに、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に準拠し、適正に作成されているか等、関係職員から説明を聴取するとともに、計数及び財政状況の分析を行い、審査しました。

審査の結果につきましては、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに、これらの算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。またそれぞれの比率についても、報告第15号、第16号で担当課長から詳細説明がありましたとおり、基準値を下回っていることが認められました。

最後に、今後も引き続き財政の健全化に努めるよう要望したことをお伝えし、報告といたします。

続きまして、一般会計及び特別会計の決算審査に関する報告書に関して申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定によりまして、平成25年7月1日付をもって審査に付されました平成24年度由布市一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び関係書類並びに平成24年度基金の運用状況につきましてそれぞれ審査しましたので、その結果について御報告いたします。

審査に際しましては、関係職員の方々に業務多忙の中、資料作成や内容聴取に御協力いただきましたことに、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

審査に当たりまして、審査に付された各会計の歳入歳出決算書等、関係書類につきましては、帳簿等の照合により計数の確認を行うとともに、予算の執行状況、財産、基金の管理状況、決算の内容等について、関係職員から説明を聴取し、1ページ下段に記載の審査の着眼点に基づき実施いたしました。

なお、本年度は特に当該年度に実施いたしました公用車に係る行政監査の事後精査を含め、財産に関する調書に記載される公用車の現車確認も同時に行いました。

審査の結果につきましては、平成24年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに附属書類等は、関係法令に準拠して作成され、表示の計数は関係諸帳票及び証拠書類と合致しており、適正妥当であると認められました。また、各会計の歳入歳出予算においても適正に執行されていると認められました。

ただし、財産に係る調書においては、一部現物等の相違が確認されました。

それでは、これより平成24年度決算に関する審査の概要につきまして御報告申し上げたいと思いますが、時間の都合もありますので、ここでは審査意見書の1ページ下段から2ページの上段に記載しています1から7の審査の着眼点に基づき、特に留意したことを中心に御報告いたします。

まず、①の現金の取り扱いについてでございますが、歳計現金並びに歳計外現金につきましては、預金通帳、定期預金証書との残高を確認を行いました。また現金実査で指摘しました小松寮の金銭収支の取り扱いにつきましては、本年度、この7月から規定に定められました領収書を各人に交付するよう改められたことを確認しております。

次に、②の基金の残高につきましては、預金通帳、定期預金証書との残高確認を行いました。なお、農政課の優良牛導入などの貸し付け、教育委員会の奨学金の貸し付けに滞納が確認されましたので、新規貸し付けの原資となる貴重な基金であることを周知し、償還を促すよう求めました。

次に、③の出資金にかかわる権利につきましては、証券または契約書類との確認を行いました。

次に、④の公用車の取り扱いについてでございますが、決算書535ページ、2の物品として表示されている車両等について現物調査を行いましたところ、表示の台数と現物とに数台の差異

があることが確認されました。関係課の職員と想定される範囲の聞き取りをいたしましたがいまだ不明となっておりますので、早急に調査し、その経緯の報告と現車に合致させるよう求めたところでございます。

さらに⑤使用料等の滞納についてでございますが、一般会計、特別会計、上水道会計、基金貸し付け等、未収額の総計状況を巻末73ページに添付しております。その合計は10億3,815万1,000円と非常に大きな額となっております。徴収の方法や手順について、職員に聴取いたしますと、いずれも手順を踏んだ正しい回答をしてくれます。

しかし、もう一步踏み込んだ職員の自分流の徴収の熱意と姿勢が見てとれませんでした。いわゆる公平の原則を貫く強い姿勢、自分のお金に置き換えて徴収にいたる強い姿勢です。県内トップの収納率に高めることが、保険料などの市民負担や繰出金などを低減させることになり、財政運営にも大きく貢献することになります。

収納率のアップを図ると同時に収納に係る職員の育成のためにも収納課のように徴税のプロを嘱託職員として雇用することや、また報奨金制度の導入などやる気を起こさせる仕組みづくりなど思い切った市民の目に見える取り組みが必要ではないかと考えております。

次に、⑥の市営住宅の維持管理についてでございますが、耐震性に著しく問題のある木造瓦ぶき平屋建て築30年以上の戸建て住宅が116戸ございます。これ巻末の資料にも掲示しております。特に築50年以上の住宅が70戸近くもございます。地震等で万一死傷の事態になれば当然行政がその賠償責任を問われる極めて重大な問題です。当市すみよき日本一のまちづくりを市政に抱えている由布市といたしまして、家賃の安さよりも命の尊さを優先すべきだと私は思っております。このような老朽化した住宅は極めて危険な問題であり、建設課だけのレベルではなく、市全体の緊急の重大課題としてその方針と対策をはっきり明示し、入居者並びに広く市民に周知する必要があると思えます。

次に、⑦の簡易水道の有収率についてでございます。水道事業会計でもこれからあとで指摘いたしますが、小手先だけの漏水調査でお茶を濁してきたと指摘されても言いわけができないほどの深刻な有収率の状態です。これは一水道課だけの問題ではなく、市全体の問題として方針を打ち出すレベルの重大な問題であると思っております。

簡易水道は約200キロメートルの水道管が布設されておまして、これを全面的に更新するためには天文学的な金額が想定されます。そして同時にかなり長期間の対応が必要であろうと思えます。

また、給水原価と供給単価が逆転しているにもかかわらず、これを放置してきたことも行政責任は免れないことです。早急の経営改善を求めました。

最後に、地域経済の配慮について申し上げますが、由布市内に本店のある事業所で販売が認め

られている物品を大型店で購入している事例やさらにはわざわざほかの市から購入している事例が多数確認いたしました。農業分野で地消地産が叫ばれているように、地買地消も市内の歴史づくりや景観形成などの視点からも大切なまちづくりの要素だろうと、私は思っております。

また、市の税や料の収納は指定金融機関以外の市内の金融機関でも取り扱いをしています。これら金融機関は市内の事業所への融資など市の経済にも貢献しているわけです。このことを考慮して、公金の委託等に配慮することが必要ではないかと考えております。

以上、審査に当たって特に留意したことを報告させていただきましたが、なお私ども田中委員さんとともにこの審査意見書の数倍の意見や厳しい表現での指摘をしてまいりましたが、事務局では田中議員さんや私の立場を勘案されまして、このようにやさしい表現や短い文書にまとめられたことをいただきましたこと報告申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

続きまして、水道会計に移りたいと思っております。

地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、5月31日市長より審査に付されました平成24年度由布市水道事業会計決算の審査をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

審査に当たりましては、審査に付された水道事業会計決算報告書及び附属書類等が地方公営企業法、その他関係法令に基づいて策定されているかなど、会計諸帳簿及び証拠書類との照合を行い、計数の確認ほか関係職員から説明を聴取し、1ページ下段に記載の審査の着眼点に基づく審査並びに経営状況の分析を行いました。

また、給水停止などの経過措置を確認するため、抽出により現地確認もあわせて行いました。審査結果につきましては、審査に付された決算報告書及び財務諸表は地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、会計諸帳簿、証拠書類と合致しており、適正妥当と認められました。

以下、今回審査をいたしました結果についての主な意見や要望について、決算審査意見書の16ページから記載していますむすびによりまして、御報告申し上げます。

最初に、業務の状況について御報告いたします。給水状況についてみますと、年間配水量に対する年間有収水量の割合を示す、いわゆる有収率ということばで使っておりますが、これが72.2%でございます。前年度に比べて0.5ポイント低下しております。4ページに記載しています平成24年度県内市町村有収率調査表を見てもおわかりのとおり、県内でも最下位に近い状況です。このことは、上水及び配水に係る経費に大きな損失を被ることとなり、水道事業の経営にも多大な影響を及ぼすことになります。

また、平成24年度中における漏水修理は、そのほとんどが漏水の報告を受けてから実施されており、応急措置と言われざるを得ません。さらに漏水調査においては、上水道管総延長

203キロメートルに対しまして昨年は湯布院地域で10キロメートル、全体の4.9%実施したのみでございます。

事務局は有収率と給水原価に関することを比例計数化したことによりますと我が市で、由布市での上水道で122万トン、簡水で約44万トンが、いわゆる垂れ流しとなっております。

これは、給水原価換算で、金額に換算いたしますと、単純計算でございますが、約2億7,000万円の垂れ流しということになるかと思えます。

これを仮にですけど72.2%、豊後大野市並みの90%レベルに引き上げるといたしますと、給水原価は124円台まで低下するようでございます。そして、垂れ流しの金額は7,000万円以下に低減するという試算も出ております。

なお、全国的に見ますと、政令指定都市では95.4%レベルです。それから、節水日本一の福岡市では97.6だったと思えますけど、そのレベルの有収率でございますので、それから比べましても我が由布市はもう非常に危険な状態にあるということをお知らせをいたしません。

このようなことから、漏水調査の拡充等根本的な対策を講ずるよう要望いたしました。

次に、経営状況について申し上げますと、供給単価と給水原価が合併以来連続して逆転しています。また、その差がさらに拡大し、深刻な状況であります。水を供給すればするほど経営を悪化させる現状となっております。

単年度の収支につきましては、経営収益が4億7,462万6,000円に対し、経常費用が4億9,365万5,000円で、差し引き1,902万9,000円の経常損失となり、大きな経常赤字でありました。

赤字決算は、さきに申し上げました72.2%という低い有収率に加え、供給単価と給水原価の逆転現象を起こしていることが第一の要因と考えます。

また、11ページから12ページの水道料金の収入状況表に記載しているとおり、水道料金の累積未収額が1億903万4,000円となっていることが、第2の要因と考えられます。

このようなことを踏まえ、今後の運営について17ページから18ページに記載しているとおり、有収率の改善、水道料金滞納の改善、水道料金の改定の3点を重点事項として早急に対策を講じるよう意見しました。

以上、平成24年度の決算から見ますと、本市の水道事業は非常に厳しい状況にあると言えます。今後の運営につきましては、さきにも述べましたように、長期的スパンの対応が求められる課題も見受けられました。そのため、投資的な経費を惜しまず事業展開を行うことも今後の経営を改善させる一つの方法と考えます。

また、水道事業の性質上、その職務には当然経験、知識を要する 경우가少なくありませんが、さらに水道管が地中に埋設されていることから、複雑な地理や地形を熟知していることも大切で

ございます。

このような観点から、特に技術職員の配置や育成につきましては特段に配慮し、技術の継承が図られるよう要望いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（生野 征平君） 以上で、平成24年度決算にかかわる審査の結果報告が終わりました。

○議長（生野 征平君） これで本日の日程は全て終了いたしました。次回の本会議は、あさって9月6日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りは、あす正午までとなっておりますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞でした。

午後2時38分散会
